

## 平成27年度水質測定計画について（概要）

平成27年1月23日  
水・大気環境課

## 第1 公共用水域水質測定計画

## 1 計画策定の基本的な考え方

## (1) 目的

公共用水域水質測定計画は、水質汚濁防止法第16条第1項の規定に基づき、県内の公共用水域（河川、湖沼及び海域）の水質汚濁の状況を常時監視するために行う水質の測定について、必要な事項を定めるものである。

## ※公共用水域における放射性物質のモニタリングについて

東京電力福島第一原子力発電所事故に由来する放射性物質については、原子力規制委員会が中心となり「総合モニタリング計画」に基づき、関係府省、自治体、原子力事業者等が連携してモニタリングを実施しているため、本計画には当該モニタリング計画を含んでいません。

水質汚濁防止法に基づく放射性物質の常時監視については、水質汚濁防止法の改正により平成26年度から環境省が全国の公共用水域において実施しています。

## (2) 測定地点

測定地点は、水質汚濁に係る環境基準の類型指定がされた水域の環境基準点、補助点及びその他必要な地点とし、原則として前年度の計画と同一とする。

ただし、環境基準の類型指定がされていない支川のうち24地点については、平成21年度よりローリング方式\*を導入している（各年8地点×3年間）。

## ※ローリング方式

水質の変化が少なく、良好な水質が保たれている水域について、数年おきに測定を行う調査方式。

## (3) 測定項目

測定項目は、水質汚濁に係る環境基準項目（生活環境項目及び健康項目）、要監視項目、トリハロメタン生成能及びその他の項目とする。

## (4) 測定回数

測定回数は下記を基本とし、測定地点毎に水域状況等を踏まえ一部変更する。

## ア 環境基準点又は補助点

(ア) 河川は、生活環境項目は毎月1回を基本とする。

(イ) 湖沼は、生活環境項目は毎月1回を基本とする（自然条件により調査が不可能な期間を除く）。

(ウ) 海域は、年6回の等間隔の調査を基本とする。ただし、松川浦については、ノリの養殖等が行われていた特殊な海域環境を考慮して年12回とする。

## イ その他の地点

四半期毎に1回程度を基本とする。

## 2 公共用水域水質測定計画（案）の概要

### （1）測定項目

#### ア 環境基準項目

##### （ア）生活環境項目

pH、BOD、COD、大腸菌群数等12項目

##### （イ）健康項目

カドミウム、鉛、総水銀等27項目

#### イ 要監視項目

クロロホルム、トランス-1,2-ジクロロエチレン等31項目

#### ウ トリハロメタン生成能

クロロホルム生成能、ブロモホルム生成能等4項目

#### エ その他の項目

##### （ア）特殊項目

銅、溶解性鉄等5項目

##### （イ）その他項目

アンモニア性窒素、オルトリン酸態りん等10項目

### （2）測定地点

水域	平成26年度	平成27年度	増減
河川	94河川（111水域）143地点	94河川（111水域）143地点	0
湖沼	18湖沼（18水域）31地点	18湖沼（18水域）31地点	0
海域	13海域（13水域）34地点	13海域（13水域）34地点	0
計	125河川等（142水域）208地点	125河川等（142水域）208地点	0

- （注）1 河川については、ローリング方式による調査地点（24地点）を含んでおり、平成27年度はこのうち6地点のみ測定する。
- 2 平成27年度の実測定地点数は、河川127地点、湖沼31地点、海域31地点となる。
- 3 原子力災害対策特別措置法に基づく帰還困難区域内にある調査地点及び東日本大震災による落橋地点の河川8地点、海域3地点は測定を実施しない。

### (3) 平成26年度からの変更点

#### ア 福島県測定

地点	項目	変更内容 (年)	変更理由
補助地点 (環境基準点ではないが、 類型指定されている地点)	生活環境項目	年6回に統一	補助地点の測定頻度の統一
佐久間川阿武隈川合流前、 油井川油井川橋、 谷津田川阿武隈川合流前 (類型指定されていない その他の地点)	生活環境項目	毎年測定 →3年ローリング	水域類型に指定されておらず、近年水質の改善が見られるため。
広瀬川地蔵川原橋	健康項目	2回→0回	測定地点付近にある山戸田浄水場が使用されていないため。
浅見川広野町水道取水点 上流	健康項目	0回→2回	測定地点付近にある水道大船水源地が現在使用されているため。
河川20地点海域1地点	陰イオン 界面活性剤	2回→0回	界面活性剤の影響を把握できるLASが生活環境項目に追加されたため。
河川26地点	塩化物イオン	2回→0回	環境基準項目ではないため、削減する。 猪苗代湖周辺の河川は猪苗代湖への負荷の影響を調査する研究のため継続して測定を行う。

※福島県測定実施分における基本方針

- 1 環境基準点  
生活環境項目：年12回、健康項目：年2回
- 2 補助地点  
生活環境項目：年6回、健康項目：水道取水点のみ年2回
- 3 その他の地点  
3年ローリング (生活環境項目：年4回)

イ 福島県以外の測定機関

(7) 福島市測定

河川名 測定地点名	項目	変更内容 (年)	変更理由
摺上川 阿武隈川合流前	L A S	12 回→4 回	年間を通じて大きな変動が見られないため。
	カドミウム	4 回→2 回	報告下限値未満で推移し、年間を通じて大きな変動が見られないため。
松川 阿武隈川合流前	カドミウム	4 回→2 回	報告下限値未満で推移し、年間を通じて大きな変動が見られないため。
濁川 大森川合流前	カドミウム	4 回→2 回	報告下限値未満で推移し、年間を通じて大きな変動が見られないため。
	1, 4- ジオキサン		

(イ) いわき市測定

	項目	変更内容 (年)	変更理由
河川 環境基準点	L A S	1 回→4 回	季節変動を把握するため。
海域 環境基準点	L A S	小名浜港 4 号埠頭 →環境基準点 (14 地点) 1 回	基本方針に準じ測定地点を増加するため。

## 第2 地下水の水質測定計画

### 1 計画策定の基本的な考え方

#### (1) 目的

地下水の水質測定計画は、水質汚濁防止法第16条第1項の規定に基づき、県内の地下水の水質汚濁の状況を常時監視するために行う水質の測定について、必要な事項を定めるものである。

#### ※公共用水域における放射性物質のモニタリングについて

東京電力福島第一原子力発電所事故に由来する放射性物質については、原子力規制委員会が中心となり「総合モニタリング計画」に基づき、関係府省、自治体、原子力事業者等が連携してモニタリングを実施しているため、本計画には当該モニタリング計画を含んでいません。

水質汚濁防止法に基づく放射性物質の常時監視については、水質汚濁防止法の改正により平成26年度から環境省が全国の地下水において実施しています。

#### (2) 調査の種類

##### ア 概況調査

地域の全体的な地下水の状況を把握するために実施する調査。新たな汚染の発見を目的としているため、未調査の井戸又は前回と異なる深度の井戸を優先的に選定する。

##### (ア) ローリング方式

県内を概ね10kmメッシュに区分(全113区分)して、各メッシュから井戸を選定し、ローリング方式により5年程度のサイクルで全メッシュを実施する調査。

##### (イ) 定点方式

有害物質を使用又は製造している工場・事業場等による汚染の可能性が高い地域若しくは汚染を予防する必要性が高い地域の井戸を選定し実施する調査。

##### イ 汚染井戸周辺地区調査

概況調査等により新たに環境基準を超える汚染が判明した場合、その汚染範囲を確認するとともに汚染原因の究明に資するために実施する調査。

##### ウ 継続監視調査

汚染地域において、汚染の動向と浄化対策による改善効果の確認等をするために経年的に実施する調査。

#### (3) 測定項目

##### ア 概況調査(ローリング方式)

地下水の水質汚濁に係る環境基準項目の全項目とする。

##### イ 概況調査(定点方式)

環境基準項目のうち、測定井戸の周辺の状況等に応じて適宜選定する。

##### ウ 汚染井戸周辺地区調査

環境基準超過項目及び環境基準超過の可能性が高い項目とする。

##### エ 継続監視調査

汚染の認められた項目及び汚染の可能性が高い項目とする。

#### (4) 測定回数

概況調査及び継続監視調査の測定回数は、年1回とする。

## 2 地下水の水質測定計画（案）の概要

### (1) 概況調査（ローリング方式）

- ア 測定地点数 26メッシュ26地点
- イ 測定項目 地下水の水質汚濁に係る環境基準項目（27項目）

### (2) 概況調査（定点方式）

- ア 測定地点数 32地点
- イ 測定項目 環境基準項目のうち測定井戸の周辺の状況等に応じて選定

### (3) 継続監視調査

- ア 測定地点数  
(平成26年度との相違点)
  - ① 新たに追加するもの  
21地点
  - ② 井戸破損等採水が不可能となり、調査を打ち切ったもの  
2地点
  - ③ 調査を終了したもの  
4地点(平成26年度地点数) (削減地点数) (追加地点数) (平成27年度地点数)  
185地点 - 6地点 + 21地点 = 200地点
- イ 測定項目  
汚染の認められた項目を基本とし、測定井戸の周辺の状況等に応じて選定

地下水測定地点数等総括表

区分		測定地点数			測定項目数		
		H27	H26	増減	H27	H26	増減
概況 調査	ローリング	26	28	-2	702	756	-54
	定点	32	29	+3	258	234	+24
継続監視調査		200	185	+15	1,168	1,077	+91
合計		258	242	+16	2,128	2,067	+61